

## 山口県介護ロボット導入支援事業補助金 Q & A

NO	Q	A
1	補助金申請をすれば必ず補助を受けられますか。	予算の範囲内での交付になります。今年度は補助率1/2事業を20か所程度予定しております。
2	これから開設する事業所は申請可能ですか。	事業計画書の提出日時時点で、対象事業所が開設している必要があります。
3	公設民営の施設は申請可能ですか。	指定管理及び業務委託契約を市町と結んでいる場合等は、運営主体が市町となるため、対象外となります。施設の使用許可を得、かつ、施設の物品等の所有権が法人に帰属している場合等は法人からの申請が可能です。
4	同一法人で複数の事業所を運営している場合、その事業所毎に応募をすることは可能ですか。	可能です。ただし、審査の際に考慮される可能性があり、全ての申請が採択されるとは限りません。
5	今年度当該補助金を受領した場合、来年度再度申請することはできませんか。	来年度の事業内容については未確定ですが、現在のところそのような制約を設ける予定はございません。
6	応募申請書提出後、導入予定機器を変更することはできますか。	原則変更はできません。ただし、当該機器が応募申請書提出後、発売中止や廃番となった場合等はこの限りではありません。
7	補助金交付申請書はいつ提出すればよいですか。	選定事業者に対し、補助内示後、交付申請書様式をお送りいたします。交付申請書は、補助内示後、指定期日までに提出ください。
8	補助金の交付はいつになりますか。	実績報告を提出(補助事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日まで)のうえ、額の確定をしたのち、交付いたします。
9	導入しようとしている機器が、補助対象となる「介護ロボット」に該当するかわかりません。どうすればよいですか。	経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業(ロボット介護機器開発・導入促進事業)」で採択されたもの、他、「ロボット介護機器導入実証事業」で採択されたものについても、要綱に定める要件を満たす機器と認められるため、補助対象となります。ホームページ下の関連リンクからご参照ください。その他の機器については、個別に審査しますので、お問い合わせください。
10	付属品やオプション品は補助対象に含まれますか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、「介護ロボットとしての最低限の機能を有するままとり」の一部として考えられるものであれば対象になります。
11	受信・制御機器として使用するパソコン・タブレット等は対象機器に含まれますか。	介護ロボットの使用に必要不可欠の専用の受信・制御機器であれば補助対象となりますが、汎用性のあるものは他に転用可能なため、補助対象となりません。
12	介護ロボットの設置のための取付工事費用は補助対象に含まれますか。	初期費用の一部と考えられるので補助対象となります。ただし、LANケーブルの配線工事費など、介護ロボットの使用以外にも汎用性があるものについては対象外となります。また、審査の際に考慮され、申請状況等により対象外となる場合もあります。
13	Wi-Fiの工事費や機器設置に係る工事費は補助対象となりますか。	県事業では、補助対象外です。
14	レンタル・リースの場合の補助額はいくらですか。	当該年度(3月末まで)のレンタル・リース料を基本額とし、その2分の1(限度額30万円)となります。
15	対象機器はいつ購入またはリース契約すればよいですか。	機器については交付決定日の翌日以降に契約をお願いいたします(交付決定前に契約したものは補助対象外となります。)
16	補助金を受けて取得した機器を処分する場合、何か手続きは必要になりますか。	補助金交付要綱第13条に、「補助事業により購入した介護ロボットを3年を経過せずして処分した場合、又は介護ロボットをリースにより導入した場合で、その契約を3年を経過せずに解除した場合は、既に受けた補助金の全額を返還しなければならない。ただし、リースにより導入した介護ロボットを購入するために、当該介護ロボットのリースに係る契約を解除した場合はこの限りではない。」との規定がございます。補助金を返還していただく可能性がございますので、ご注意ください。